令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No.1	R5.4.13	１　「住民記録システム（住民基本台帳）」の「諸元」の保存期間を表した文書（期間の定めのないものはこれを明記したもの。或るいは、保存期間を表した文書の中で、保存期間を明示しない場合、これが「期間の定めのないもの」とするのであれば、明示に拘らない）。 ２　茨木市ホームページの「人口・世帯（町丁字別人口、年齢別人口など）」について、 ①「【直近12か月】１歳刻み人口（住民基本台帳）」作成のフロートチャート、及び、これに替わるもの。 ②「【過去】１歳刻み人口（住民基本台帳）」作成のフロートチャート、及び、これに替わるもの。 以上、何れも、何処に記録されているのか、データ元を明記したもの。 ３　「公文書不存在による非公開決定通知書　茨市民第5113号　令和５年２月17日」の「公開請求に係わる公文書の件名」の「令和４年５月29日までの『１歳刻みの死亡者数』を表す文書」の「公文書を保有していない理由」の「茨木市情報提供の実施に関する要綱に基づき情報提供」された「現在のシステム（以下、「更改後システム」という。）が導入された令和４年５月30日以降の１歳刻みの死亡者数を表す文書」（以下、「公開文書」という。）について ①「公開文書」での作成のフローチャート、及び、これに代わるもの。 ②「公開文書」を作成するための項目が、「更改後システム」で保存期間を経過していない場合、更改される前のシステム（以下、「更改前システム」という。）と「更改後システム」の関係を表した図。 ③「公開文書」を作成するための項目が、保存期間を経過していない場合、この項目を「公開文書」に取り入れる作業に要する 　ア　「１人当たり延べ時間」と 　イ　「費用金額」の 　「積算書」。 ④茨木市のすべての業務システムにおいて、システムを更改し、保存期間が経過していないものを、更改後のシステムに記録させていない、いなかった事実があった場合、これを表す文書（当初システム、更改システム１、更改システム２、更改システム３、、、、、、等のすべてについて）。 ４　「公文書公開決定通知書　茨市民第5113号　令和５年２月17日」の「公開請求に係わる公文書の件名」の「２　令和４年住民基本台帳関係年報の調査について（回答）（起案書令和４年２月９日決裁茨市民第4663号）で開示された文書には、「第１表　市町村別人口、世帯数（令和４年１月１日現在）」のように肝心な数字が開示されていないものがあります。そこで、 ①　再度、大阪府知事を通して総務大臣に提出した「令和４年住民基本台帳関係年報」 ②　茨木市長が収受した「住民基本台帳関係年報の処理について平成26年12月25日付け総行住第136号」 ５　以下の期間の日々の ①　届出の受理等が反映されていない住民票に記載されている人口 ②　届出の受理等が反映された住民票に記載されている人口 を表す文書。 　a　平成30年12月20日～平成31年１月10日 　b　令和元年12月20日～令和２年１月10日 　c　令和２年12月20日～令和３年１月10日 　d　令和３年12月20日～令和４年１月10日 　e　令和４年12月20日～令和５年１月10日	１　「【直近12か月】1歳刻み人口（住民基本台帳）」作成のフローチャート及びこれに替わる文書 ２　「【過去】1歳刻み人口（住民基本台帳）」作成のフローチャート及びこれに替わる文書	総務部 総務課					1																			1	1				○	○			
			１　すべての業務システムの満年齢を１歳加える部分のフローチャートあるいはこれに替わるもの ２　すべての業務システムの満年齢を１歳加える時点の法的根拠を説明した文書 ３　満年齢を１歳加える時点が異なる２つの制度（以下、「制度Ａ」「制度Ｂ」という。）において、１つの制度（「制度Ａ」）から他の制度（「制度Ｂ」）に実施的に内容を引き継ぐ場合、この満年齢を１歳加える時点が当然に問題になってくると思われます。この「引継ぎ」が存在する場合、これを法的に説明する茨木市長が保有する文書ほか１件	総務部 法務コンプライアンス課					1																			1	1		1		○	○			○	
			１　統合宛名システムの入替に伴う各課システムの対応について（通知）（起案書） ２　統合宛名システムにおける住民登録外対象者の世帯番号について（通知）（事務連絡） ３　統合宛名システムにおける住民登録外対象者の世帯番号について（通知）（起案書） ほか１件	企画財政部 情報システム課	1																																
			１　統合宛名システムの入替に伴う各課システムの対応について（起案書） ２　統合宛名システムの入替に伴う各課システムの対応について（依頼）（起案書）	企画財政部 情報システム課		1										1						○														
			人口月別集計表（令和４年12月末現在）	市民文化部 市民課	1																																
			１　「住民記録システム（住民基本台帳）」の「諸元」の保存期間を表した文書（期間の定めのないものはこれを明記したもの。あるいは、保存期間を表した文書の中で、保存期間を明示しない場合、これが「期間の定めのないもの」とするのであれば、明示にこだわらない。） ２　茨木市情報提供の実施に関する要綱に基づき情報提供された「現在のシステム（以下「更改後システム」という。）が導入された令和４年５月30日以降の１歳刻みの死亡者数を表す文書（以下「公開文書」という。）について、①「公開文書」での作成のフローチャート及びこれに代わるもの、②「公開文書」を作成するための項目が「更改後システム」で保存期間を経過していない場合、更改される前のシステム（以下「更改前システム」という。）と「更改後システム」の関係を表した図、③「公開文書」を作成するための項目が保存期間を経過していない場合、この項目を「公開文書」に取り入れる作業に要する(1)１人当たり延べ時間、(2)費用金額の積算書 ほか３件	市民文化部 市民課					1																			1	1	1			○	○	○			

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No.1	R5.4.13	６　「団体内統合宛名システム」について、作成者が他部署に発出した「団体内統合宛名システム」、及び、「団体内統合宛名番号」に係わるすべての文書。ただし、 ①　茨木市ホームページで到達できるものは、そのページと、それに至る経路が明示されている場合は、不要。 ②　現在のページでは容易に検索できないが、「茨木市共通基盤システムガイドライン」のように、「URL」で到達できるものは、「URL」だけで可（この場合、異なるバージョンの「URL」のすべて）。 ７　茨木市の業務システムにおいて、満年齢を１歳加える時点が、業務システムによって異なる場合、 ①　すべての業務システムの満年齢を１歳加える部分のフローチャート、或いは、これに替わるもの。 ②　すべての業務システムの満年齢を１歳加える時点の法的根拠を説明した文書。 ③　満年齢を１歳加える時点が異なる２つの制度（以下、「制度A」、「制度B」という。） において、1つの制度（「制度A」）から、他の制度（「制度B」）に実施的に内容を引き継ぐ場合、この満年齢を１歳加える時点が、当然問題になってくると思われます。この「引き継ぎ」が存在する場合、これを法的に説明する茨木市長が保有する文書。 ④　前項③について法的に争われた事実がある場合（日本全国においてです）、茨木市長が保有する判決書（のコピー。電子的なものを含みます）。	茨木市のすべての業務システムにおいて、システムを更改し、保存期間が経過していないものを、公開後のシステムに記録させていない、いなかった事実があった場合、これを表す文書（当初システム、更改システム１、更改システム２、更改システム３、、、、、、等のすべてについて）。	学校教育部 教職員課					1																			1	1				○	○				
No.2	R5.5.15	１　令和５年１月24日、茨木市立西小学校にて実施された新一年生の保護者を対象とした入学説明会において、学校から配布され保護者が記入後、その場で学校に提出した個人情報提供に関する書類。 ２　令和５年４月７日、茨木市立西小学校にて実施された入学式において、新一年生の保護者に配布され、記入後、後日学級担任へ提出した「クラス委員選出アンケート」用紙。	１　令和５年１月24日、茨木市立西小学校にて実施された新一年生の保護者を対象とした入学説明会において、学校から配布され保護者が記入後、その場で学校に提出した個人情報提供に関する書類 ２　令和５年４月７日、茨木市立西小学校にて実施された入学式において、新一年生の保護者に配布され、記入後、後日学級担任へ提出した「クラス委員選出アンケート」用紙	学校教育部 学校教育推進課					1																					1							○	
No.3	R5.5.19	１　茨木市が以下で使用しているサービスの「一覧の文書」（「一覧の文書」が無い場合、「各々の契約書」の「表紙」と「当事者の署名ページ」）。 ①　「LGWAN-ASP」 ②　LGWANと相互接続している政府共通ネットワークからの「府省サービス」 ２　「ワクチン接種記録システム（VRS）」について、 ①　茨木市と●●が取り交わした契約書。 ②　「ワクチン接種記録システム（VRS）」の規約書等運営に係る一切の文書。 ③　「ワクチン接種記録システム（VRS）」における国の関与に係る一切の文書。 ３　茨木市が利用している「eLTAX」について、 ①　サービス提供元と取り交わした「サービス」の契約書。 ②　前項①の「サービス」の規約等利用に係る一切の文書（パンフレットを始めとする機能等を説明した文書を含む）。	１　令和５年度地方税電子申告システムASPサービス提供業務委託契約書（令和５年４月１日締結） ２　地方税ポータルシステムの利用規約	総務部 市民税課	1																																
			１　eLTAX導入ガイドライン【地方団体編】（第２．１版） ２　地方団体等運用マニュアル（業務運用編） ３　地方団体等運用マニュアル（基本編） ほか１件	総務部 市民税課			1										1						○													特例延長
			１　「ワクチン接種記録システムの利用に関する確認事項」へのご同意のお願いについて（依頼）（供覧書） ２　「ワクチン接種記録システムの利用に関する確認事項」へのご同意のお願いについて（回答）（起案書） ３　LGメール【事務連絡】新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の開始に向けて（供覧書） ほか１件	健康医療部 健康づくり課	1																																
			１　【大阪府事務連絡】住所地外接種に係るワクチン接種記録システム(VRS)への入力について（供覧書） ２　【事務連絡】「ワクチン接種記録システムの利用に関する確認事項」への同意について（依頼）（供覧書） ３　【事務連絡】ワクチン接種記録システムにおける他自治体への接種記録照会の運用変更を踏まえた転入者への接種券の送付について（供覧書） ほか１件	健康医療部 健康づくり課		1							1							○																		
			「ワクチン接種記録システム（VRS）」について、茨木市と●●が取り交わした契約書	健康医療部 健康づくり課					1																			1					○					

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No.4	R5.5.22	2023年５月22日以前に●●が催行した、または催行予定の●●に関して、同組織が茨木市に提出した後援申請書と完了報告書、及び茨木市が同組織に与えた後援等承認書、上記３件の書類に関係する文書の全て。	茨木市後援等名義使用承認について（●●）（起案書）	総務部 秘書課	1																																
			1　茨木市後援等名義使用承認決定について（●●）（起案書） 2　茨木市後援等名義使用承認申込書（●●）（供覧書）	総務部 秘書課		1							1							○																	
No.5	R5.5.22	令和元年度茨木市地域子育て支援拠点事業運営団体募集にかかる決定運営団体の茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）事業実施計画書について	1　茨木市地域子育て支援拠点事業実施計画書（様式第２号－１） 2　茨木市地域子育て支援拠点事業実施計画書（様式第２号－２） 3　茨木市地域子育て支援拠点事業実施計画書（様式第２号－４） ほか１件	こども育成部 子育て支援課		1							1	1						○	○																	
No.6	R5.6.1	1　南茨木駅前「緑道」に関する維持管理協定書 2　●●管理規約施行規則（F、G、H棟） 3　その他緑道市道管理に関する文書	1　南茨木駅前「緑道」に関する維持管理協定書（昭和50年７月１日） 2　南茨木駅前「緑道」の維持管理について（昭和54年１月17日付け茨建総第２号）	建設部 建設管理課	1																																
			1　●●内緑道維持管理費補助に関するお願い（昭和54年３月28日） 2　南茨木駅前「緑道」に関する維持管理協定書（昭和45年９月８日）	建設部 建設管理課		1							1							○																	
No.7	R5.6.7	令和５年５月18日付けメール及び令和５年５月30日付けメールを発するまで起案書、会議録	令和５年５月18日付けメール及び令和５年５月30日付けメールを発するまで起案書、会議録、決裁書	建設部 下水道施設課					1																		1						○				
No.8	R5.6.8	茨木市長の保有する「地方税共同機構」作成の「eLTAXのシステム構成イメージ」の図面・文書。	eLTAXのシステム構成イメージ	総務部 市民税課			1											1						○													
No.9	R5.6.9	1　2022年度内（2022年４月１日から2023年３月31日まで）に、個人や団体が行い、茨木市が後援した催しのうち、2023年６月８日時点で完了報告書が未提出である個人や団体に関わる後援申請書と後援等承認書、及び関係する文書全て。 2　茨木市の後援を受けて同年度内に取り組みを開催し、事業終了後30日を超えて完了報告書を提出した個人や団体に関する後援申請書、後援等承認書、完了報告書と関係する文書の全て。 （後援申請と後援等承認書の日付が2021年度内のものを含む。）	1　茨木市後援等名義使用承認について（●●）（起案書） 2　茨木市後援等名義使用承認申込書（●●）（供覧書） 3　茨木市後援等名義使用承認について（●●）（起案書） ほか１件	総務部 秘書課	1																																
			1　茨木市後援等名義使用承認決定について（●●）（起案書） 2　茨木市後援等名義使用承認申込書（●●）（供覧書）	総務部 秘書課		1							1							○																	
			1　茨木市後援等名義使用承認決定通知について（●●）（起案書） 2　茨木市後援等名義使用承認事業報告書について（●●）（供覧書） 3　茨木市後援等名義使用承認決定通知について（●●）（起案書） ほか１件	企画財政部 政策企画課	1																																
			1　茨木市後援等名義使用承認申込について（●●）（供覧書） 2　茨木市後援等名義使用承認申込について（●●）（供覧書）	企画財政部 政策企画課		1							1							○																	
			茨木市後援等名義使用承認事業報告書について（供覧書）	市民文化部 共創推進課	1																																

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No.9	R5.6.9	１　2022年度内（2022年４月１日から2023年３月31日まで）に、個人や団体が行い、茨木市が後援した催しのうち、2023年６月８日時点で完了報告書が未提出である個人や団体に関わる後援申請書と後援等承認書、及び関係する文書全て。 ２　茨木市の後援を受けて同年度内に取り組みを開催し、事業終了後30日を超えて完了報告書を提出した個人や団体に関する後援申請書、後援等承認書、完了報告書と関係する文書の全て。 （後援申請と後援等承認書の日付が2021年度内のものを含む。）	１　茨木市後援等名義使用承認申込書について（●●）（供覧書） ２　茨木市後援等名義使用承認申込書について（●●）（供覧書） ３　茨木市後援等名義使用承認申込書について	市民文化部 共創推進課		1							1	1						○	○																
			１　後援等名義使用承認申請（●●）（供覧書） ２　後援等名義使用承認申請について（●●）（起案書） ３　後援等名義使用承認申請（●●）（供覧書） ほか２件	市民文化部 文化振興課	1																															
			１　後援等名義使用承認申請（●●）（起案書） ２　後援等名義使用承認申請について（●●）（起案書） ３　後援等名義使用承認申請について（●●）（起案書） ほか20件	市民文化部 文化振興課		1							1	1						○	○																
			１　茨木市後援等名義使用承認申込書について（●●）（供覧書） ２　茨木市後援等名義使用承認決定通知書について（●●）（起案書）	市民文化部 人権・男女共生課		1							1							○																	
			１　茨木市後援等名義使用承認について（●●）（起案書） ２　茨木市後援等名義使用承認事業報告書（●●）（供覧書）	福祉部 地域福祉課	1																															
			茨木市後援等名義使用承認申込書について（●●）（供覧書）	福祉部 地域福祉課		1							1							○																	
			茨木市後援等名義使用承認決定通知書について（起案書）	健康医療部 長寿介護課	1																															
			茨木市後援等名義使用承認申込書について（供覧書）	健康医療部 長寿介護課		1							1							○																	
			１　茨木市後援等名義使用承認事業報告書（●●）（供覧書） ２　茨木市後援等名義使用承認事業報告書（●●）（供覧書）	こども育成部 こども政策課	1																															
			１　茨木市後援等名義使用承認申込みについて（●●）（起案書） ２　茨木市後援等名義使用承認申込みについて（●●）（起案書）	こども育成部 こども政策課		1							1	1						○	○																
			１　茨木市後援等名義使用承認事業報告書（●●）（供覧書） ２　茨木市後援等名義使用承認事業報告書（●●）（供覧書） ３　茨木市後援等名義使用承認事業報告書（●●）（供覧書） ほか１件	こども育成部 保育幼稚園事業課	1																															

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No.9	R5.6.9	１　2022年度内（2022年４月１日から2023年３月31日まで）に、個人や団体が行い、茨木市が後援した催しのうち、2023年６月８日時点で完了報告書が未提出である個人や団体に関わる後援申請書と後援等承認書、及び関係する文書全て。 ２　茨木市の後援を受けて同年度内に取り組みを開催し、事業終了後30日を超えて完了報告書を提出した個人や団体に関する後援申請書、後援等承認書、完了報告書と関係する文書の全て。 （後援申請と後援等承認書の日付が2021年度内のものを含む。）	１　茨木市後援等名義使用の承認について（起案書） ２　茨木市後援等名義使用の承認について（起案書） ３　茨木市後援等名義使用承認事業報告書（●●）（供覧書） ほか２件	こども育成部 保育幼稚園事業課		1							1							○																	
			１　後援等名義使用承認事業報告書について（●●）（供覧書） ２　●●事業報告書について（供覧書） ３　後援等名義使用承認事業報告書について（●●）（供覧書 ほか２件	産業環境部 商工労政課	1																																
			１　茨木市後援等名義使用承認申込について（●●）（供覧書） ２　茨木市後援等名義使用承認申込について（●●）（起案書） ３　●●に係る市後援名義使用承認の申請について（供覧書） ほか22件	産業環境部 商工労政課		1							1							○																	
No.10	R5.6.27	１　茨木市のホームページの「児童手当について―請求と届出」の「認定請求【電子申請可】」の「請求に必要なもの」の「（ア）認定請求書（記入例）」について、 ①　「請求者茨木太郎」が、「マイナンバーカード」なしで、直接窓口、或いは、郵送で請求した場合、 　ａ　「業務システム」で「請求者茨木太郎」を呼び出す手続きを表す文書。 　ｂ　実際の手続きで、呼び出しする場合の、端末ディスプレイのスクリーンショット。 　ｃ　「１月１日の住所大阪府吹田市」に確認（照会）する項目を表した文書。 　ｄ　「吹田市」に「情報照会」をするとき、「照会先」に提示する「茨木太郎」の情報（「茨木太郎」を一意に表す情報を含む）。 　ｅ　前項ｄの端末ディスプレイの「スクリーンショット」。 　ｆ　「情報を直接照会（送信）する先」の「システム名」を表す文書。 　ｇ　「照会先」からの回答の「スクリーンショット」 ②　「請求者茨木太郎」が、「マイナンバーカード」を、直接窓口持参して、「マイナンバーカード・リーダー」を利用して手続きする場合の、①項のａ項からｇ項までの文書 ③　「マイナンバーカード」を利用した「マイナポータル」を使って、請求する場合、 　ａ　「請求者茨木太郎」の「マイナポータル」での申請が「茨木市」に到達するまでの「フローチャート」。 　ｂ　「申請」を受信した茨木市がおこなう、①、②項のａ項からｇ項までと同じ事務手続きの内容。 ２　①　「市役所地下１階守衛室」の「業務委託」を受けた企業の「守衛」が、最初に「埋火葬許可証」の「交付を決定した日」を表す文書。 ②　「業務委託」を受けた企業の守衛が、「埋火葬許可証」の「交付を決定」することについて、茨木市長が「決裁した文書」。 ③　「業務委託」した企業の守衛が、「埋火葬許可証」の「交付を決定」することについて、この見直し等を検討したことがある場合、それを表す文書。 ④　「業務委託」を受けた企業の守衛が、「埋火葬許可証」の「交付を決定し」、「交付した日」以降、これについて、「法務担当部門」より具申等があった場合、それを表す文書。 ⑤　「業務委託」を受けた企業の守衛が、「埋火葬許可証」の「交付を決定し」、「交付した日」以降、「業務委託」した企業の守衛が、「埋火葬許可証」の「交付を決定し」、「交付をした件数」を表す文書で、毎年度のもの。 ⑥　「業務委託」を受けた企業の守衛が、「埋火葬許可証」の「交付を決定すること」について、これが適法であるという裁判所の判断で、茨木市長が保有する判決書の写し、或いは、判例文書。 ⑦　「業務委託」を受けた企業が、「埋火葬許可証」の「交付を決定」することを最初に取り交わした「業務委託契約書」、及び、以降の「業務委託契約書」（途中、跡切れが無いこと）。	１　総合管理業務契約書（平成29年６月16日締結） ２　管理業務委託契約書（令和２年６月８日締結） ３　市庁舎当管理業務委託契約書（令和５年６月29日締結）	総務部 総務課	1																																
			「市役所地下１階守衛室」の「業務委託」を受けた企業が、　「埋火葬許可証」の「交付を決定」することを最初に取り交わした「業務委託契約書」、及び、以降の「業務委託契約書」	総務部 総務課					1																1					○					
			１　「市役所地下１階守衛室」の「業務委託」を受けた企業の「守衛」が、最初に「埋火葬許可証」の「交付を決定した日」を表す文書 ２　「業務委託」を受けた企業の守衛が、「埋火葬許可証」の「交付を決定」することについて、茨木市長が「決裁した文書」 ３　「業務委託」した企業の守衛が、「埋火葬許可証」の「交付を決定」することについて、この見直し等を検討したことがある場合、それを表す文書 ほか３件	市民文化部 市民課					1																1	1		1		○	○		○		
			１　住民情報システム　操作マニュアル　児童手当編 ２　宛名管理システムのスクリーンショット ３　住民情報システム　操作マニュアル　中間サーバー連携編 ほか１件	こども育成部 こども政策課	1																																
			１　「請求者茨木太郎」が、「マイナンバーカード」なしで、直接窓口、或いは、郵送で請求した場合について、「照会先」からの回答の「スクリーンショット」 ２　「請求者茨木太郎」が、「マイナンバーカード」を、直接窓口に持参して、「マイナンバーカード・リーダー」を利用して手続する場合について、「照会先」からの回答の「スクリーンショット」 ３　「照会先」からの回答の「スクリーンショット」	こども育成部 こども政策課					1																1	1				○	○					

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No.11	R5.6.29	１　2022年度内（2022年４月１日から2023年３月31日まで）に茨木市から後援を受けて開催した取り組みの完了報告書を提出しないまま次の催しの後援申請を行い、後援承認を受けた行事の後援申請書と後援等承認書、及び関係する文書の全て。 ２　●●以外で、本日（2023年６月29日）までに完了報告書を提出しないまま、茨木市と茨木市教育委員会から後援を受けた催しに関する後援申請書と後援等承認書、及び関係する文書の全て。 （No.9の決定の文書は除く。）	後援等名義使用承認事業報告について（●●）（供覧書）	市民文化部 文化振興課	1																																
			１　後援等名義使用承認申請（●●）（供覧書） ２　後援等名義使用承認申請について（●●）（起案書） ３　後援等名義使用承認申請について（●●）（起案書） ほか13件	市民文化部 文化振興課		1							1							○																	
			１　茨木市後援等名義使用承認申込書について（●●）（供覧書） ２　茨木市後援等名義使用承認決定通知書について（●●）（起案書）	市民文化部 人権・男女共生課		1							1							○																	
			１　茨木市後援等名義使用承認申込書について（●●）（供覧書） ２　茨木市後援等名義使用について（●●）（起案書） ３　茨木市後援等名義使用承認申込書について（●●）（供覧書） ほか５件	福祉部 障害福祉課		1							1							○																	
			１　茨木市後援等名義使用承認申込書について（起案書） ２　茨木市後援等名義使用承認申込書について（起案書） ３　茨木市後援等名義使用承認事業報告について（供覧書） ほか３件	健康医療部 長寿介護課	1																																
			１　茨木市後援等名義使用承認申込書について（供覧書） ２　後援等名義使用承認決定について（起案書） ３　茨木市後援等許可申請について（供覧書） ほか５件	健康医療部 長寿介護課		1							1							○																	
			１　●●に係る市後援名義使用承認の申請について（供覧書） ２　●●に係る市後援名義使用承認の申請について（起案書）	産業環境部 商工労政課		1							1							○																	
			１　後援等承認書（●●）（起案書） ２　後援等申請書（●●）（起案書）	学校教育部 学校教育推進課	1																																
No.12	R5.7.4	１　住民票を持つ日本国籍保有者が、適法な手続きを経て出国し、国外から入国し、「転入届」を提出し、これを「受理」した後の「住民票コード」と「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第２条第５項で規定する「個人番号」の附番について、 ①　「以前個人番号を記載されたことのある国外転出者」の場合、 ａ　「地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という）」に「本人確認情報」を「照会」するときのディスプレイの「スクリーンショット」。 ｂ　前項ａの「照会」をする「システム名」を表す文書・記録。 ｃ　機構から本人確認情報の提供を受けたときの「スクリーンショット」。 ｄ　前項ｃの提供を受けた「個人番号を住民票に記載」するときのディスプレイの「スクリーンショット」。	「国民健康保険資格事務」の「喪失日」、「後期高齢者医療制度事務」の「資格取得日」について、茨木市の法務担当部署より茨木市長になされた具申等の一切の文書	総務部 法務コンプライアンス課					1																			1						○		
			１　特定個人情報保護評価（全項目評価）（令和５年４月６日公表） ２　住民記録システム画面	市民文化部 市民課	1																																

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No. 12	R5. 7. 4	②　「以前住民票コードを記載されたことのある国外転出者」の場合、 ａ　「機構」に「本人確認情報」を「照会」するときのディスプレイの「スクリーンショット」。 ｂ　機構から本人確認情報の提供を受けたときの「スクリーンショット」。 ｃ　「機構」に「個人番号とすべき番号の生成要求等を行う」ときのディスプレイの「スクリーンショット」。 ｄ　前項ｃの「生成要求等を行う」「システム名」を表す文書・記録。 ｅ　「当該個人番号とすべき番号」として「指定」を受けたときのディスプレイの「スクリーンショット」。 ２　「茨保険第1347号令和５年６月23日保有個人情報開示決定通知書」で開示された 「(1) 国民健康保険資格事務」（以下、「(1) 国民健康保険」という）及び「(2) 後期高齢者医療制度事務」（以下、「(2) 後期高齢者医療」という）の文書について、 ①　「(2) 後期高齢者医療」の「資格取得事由・資格取得年月日」の「年齢到達・令和５年６月２日」について、つまり、「満年齢」が１歳加わるのが誕生日であることについて、茨木市長が保有している「政府等」からの根拠法令等に係る一切の文書。 ②　「(1) 国民健康保険」の「資格（異動日・自由）適用終了（届出日）」の「R05.06.03：年達」、「R05.06.02」について、つまり、「満年齢」が１歳加わるのが誕生日であることについて、茨木市長が保有している「政府等」からの根拠法令等に係る一切の文書。 ③　「(1)国民健康保険」の「喪失日」、「(2)後期高齢者医療」の「資格取得日」について、茨木市の法務担当部署より茨木市長になされた具申等の一切の文書。	１　「以前個人番号を記載されたことのある国外転出者」について、「地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という）」に「本人確認情報」を「照会」するときのディスプレイの「スクリーンショット」 ２　「以前個人番号を記載されたことのある国外転出者」について、機構から本人確認情報の提供を受けたときの「スクリーンショット」 ３　「以前住民票コードを記載されたことのある国外転出者」について、「機構」に「本人確認情報」を「照会」するときのディスプレイの「スクリーンショット」 ほか３件	市民文化部 市民課			1										1							○												
			１　「(2) 後期高齢者医療制度事務」の「資格取得事由・資格取得年月日」の「年齢到達・令和５年６月２日」について、つまり「満年齢」が１歳加わるのが誕生日であることについて、茨木市長が保有している「政府等」からの根拠法令等に係る一切の文書 ２　「(1) 国民健康保険資格事務」の「資格（異動日・自由）適用終了（届出日）」の「R05.06.02」について、つまり「満年齢」が１歳加わるのが誕生日であることについて、茨木市長が保有している「政府等」からの根拠法令等に係る一切の文書	健康医療部 保険年金課					1																	1		1				○		○			
No. 13	R5. 7. 12	建築場所　●● 上記建築場所の監理者の選定及び異動が記録された書類の全て。	１　建築計画概要書 ２　工事監理者変更届出書（令和５年５月１日付け） ３　建築主等変更届出書（令和５年５月１日付け）	都市整備部 審査指導課	1																															
No. 14	R5. 7. 18	令和５年７月18日付「保有個人情報開示請求書」で開示請求した文書が、電気通信回線を通じて送信されたものである場合、これが記録されていた発信元の電子計算機のシステム名を表す文書。ただし、この場合、「茨市税第453号令和５年６月５日」の「保有個人情報開示決定通知書」で開示された文書についても同様。	確定申告書等が記録されていた発信元の電子計算機のシステム名を表す文書	総務部 市民税課				1																			1					○				
No. 15	R5. 8. 1	１　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の施行に伴い、国民健康保険の保険料を納める世帯主に、「個人番号」（同法第２条第５項で定義するもの。以下、「個人番号（マイナンバー）」という）を、 ①　世帯主に、「国民健康保険」の「業務システム」で、一斉に「付番した日」を表す文書、記録。 ②　「個人番号（マイナンバー）」の提供を受けた元のシステム名を表す文書、記録。 ２　「国民健康保険」の「業務システム」に、「世帯の構成員」を取り込むため、この「世帯の構成員」の提供を受けた元のシステム名を表す文書、記録。 ３　世帯の世帯主以外の「被保険者」に、「保険証番号」の「枝番」を一斉に「付番した日」を表す文書、記録。 ４①　世帯の世帯主以外の「被保険者」の「枝番」の付された「保険証番号」に、「個人番号（マイナンバー）を「国民健康保険」の「業務システム」で、一斉に「付番した日」を表す文書、記録。 ②　この「個人番号（マイナンバー）」を受けた元のシステム名を表す文書、記録。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の施行に伴い、国民健康保険の保険料を納める世帯主に、「個人番号」（同法第２条第５項で定義するもの。以下、「個人番号（マイナンバー）」という）を、 ①　世帯主に、「国民健康保険」の「業務システム」で、一斉に「付番した日」を表す文書、記録 ②　「個人番号（マイナンバー）」の提供を受けた元のシステム名を表す文書、記録 ほか３件	健康医療部 保険年金課					1																	1	1				○	○			

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No. 16	R5. 8. 7	2023年度小学校教科用図書採択に関する １　教科用図書採択事務日程 ２　選定委員会で配布された全ての文書（選定委員の名簿を除く。） ３　道徳及び社会科に関する学校報告書の全て ４　道徳及び社会科に関する研究団体意見書の全て ５　教科書採択に関わる法定・法定外展示会におけるパブリックコメントの全て ６　教科書採択に関わる各団体個人の申し入れ書及び提供された資料の全て	１　令和６年度使用教科用図書採択に関わる日程【2023.06.5】 ２　令和６年度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員任命及び委嘱式次第及び資料 ３　第１回　令和６年度使用茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会次第及び資料 ほか５件	学校教育部 学校教育推進課	1																																
			１　2024年度使用小学校教科書の採択に関する要望書と公開質問状（供覧書） ２　令和６年度使用教科書展示会における意見書について（供覧書）	学校教育部 学校教育推進課		1							1		1					○		○															
No. 17	R5. 8. 8	１　令和５年６月８日請求の公文書公開請求「茨木市長の保有する「地方税共同機構」作成の「eLTAXのシステム構成イメージ」の図画・文書」に対する「公文書非公開決定」の「公開しない理由」について、市長公印を押した決裁者が、この処分をするに至った以下の事項等を記した文書・書類。 ①　「「eLTAXのシステム構成イメージ」の図書・文書」のどの部分が、「内部構造を把握できるセキュリティリスク」であるかを表したもの。 ②　前項①の「内部構造を把握できるセキュリティリスク」は、茨木市情報公開条例第７条第６号のどの「細分」に該当するものかを表したもの。 ③　前々項①、前項②と、茨木市情報公開条例第１条の「目的」との比較衡量を検討したもの。 ④　上記作成日を表したもの。 ２　茨木市の団体内統合宛名システムに記録する情報について、 (1) 茨木市の業務システムに提供したものがある場合、 ①　提供先業務システム名 ②　（提供先ごとに）提供した情報 を表す文書・記録。 (2) 茨木市以外の機関に提供したものがある場合、 ①　提供先名、及び、提供したシステム名 ②　（提供先ごとに）提供した住民基本台帳に関する情報 を表す文書・記録。	市長公印を押した決裁者が、この処分をするに至った以下の事項等を記した文書・記録 ①　「「eLTAXのシステム構成イメージ」の図書・文書」のどの部分が、「内部構造を把握できるセキュリティリスク」であるかを表したもの。 ②　前項①の「内部構造を把握できるセキュリティリスク」は、茨木市情報公開条例第７条第６号のどの「細分」に該当するものかを表したもの。 ③　前々項①、前項②と、茨木市情報公開条例第１条の「目的」との比較衡量を検討したもの。 ④　上記作成日を表したもの。	総務部 市民税課					1																				1						○			
			１　作業完了報告（７月分）について（起案書） ２　作業完了報告（６月分）について（起案書） ３　作業完了報告（５月分）について（起案書） ほか８件	企画財政部 情報システム課	1																															
			団体内統合宛名システムの情報提供一覧画面	企画財政部 情報システム課		1							1							○																	
No. 18	R5. 8. 17	１　宅地造成に関する工事の検査済証 ２　防災計画平面図 (1) 許可地番：●● (2) 許可地番：●●	１　宅地造成に関する工事の検査済証（平成27年８月10日付け茨審第1647号） ２　宅地造成に関する工事の検査済証（平成28年１月14日付け茨審第3953号） ３　防災計画平面図（●●） ほか１件	都市整備部 審査指導課	1																															

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No. 19	R5. 8. 23	１　茨木市新庄町の高架下２号公園と隣接するオブジェについて点検等の結果がわかる書類（過去を遡って全て） ２　上記公園にかかる汚損に関する警察への被害届全て ３　上記公園にかかる汚損への対応や検討した記録全て	道路維持工事伝票（令和５年７月６日受付）	建設部 建設管理課		1							1							○																	
			１　公園等維持管理処理伝票 ２　業務完了届（令和５年５月26日受付） ３　阪急高架下２号公園（オブジェ）の汚損経過表	建設部 公園緑地課	1																															
			茨木市新庄町の高架下２号公園にかかる汚損に関する警察への被害届全て	建設部 公園緑地課					1																				1							○	
No. 20	R5. 8. 29	１　「公文書不存在による非公開決定通知書　茨市税第1233号　令和５年８月23日」（以下「８月23日処分」という）について、 (1) 茨木市情報公開条例第16条第１項の規定に基づき、図画の作成者である地方税共同機構に ①「意見書を提出する機会を与える」ために作成し、渡した（送信した）「文書」。 ②受け取った「意見書」。 以上、何れも、発信、受信の日時が記載されたもの。 (2) 「８月23日処分」に至るまでに作成したすべての文書・記録。 ２　茨木市情報公開条例第７条第６号の限定列挙の「包括条項」を適用して非公開とした過去の処分の「処分通知書」すべて。 ３　茨木市情報公開条例（以下、「茨木市情報」という）、或いは、茨木市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下、「個人情報」という）に基づいて開示請求がなされた場合、 (1) 「請求」に対して「受領書」を交付するか、 (2) 「情報の可否を決定する」専決者の決定、 (3) 情報の公開が「複写」で、直接請求人に交付する場合、 ア　開示する「茨木市情報」を請求人に手交する者 イ　開示する「個人情報」を請求人に手交する者、 ウ　開示した「個人情報」を法務コンプライアンス課が保有するのか。 等の事務手続きを表した文書。 ４　個々の年金受給者の国民健康保険料を、 (1) 日本年金機構が年金支給額から源泉徴収するため、茨木市が日本年金機構にその金額を通知する手順を表した業務フローチャート等の文書・図画。 (2) 源泉徴収した金額の通知を受ける経路を表したフローチャート等の文書・図画。 (3) 前々項（1)、前項(2)の端末の操作マニュアル（スクリーンショットのついたもの）。	１　情報公開の実務【Ｑ＆Ａ】（Ver３．１） ２　情報公開事務における留意事項について ３　保有個人情報開示請求に関する留意事項について	総務部 法務コンプライアンス課	1																																
			１　公文書部分公開決定通知書（平成30年７月20日付け茨こ政第884号） ２　公文書部分公開決定通知書（令和元年９月５日付け茨教学第1604号） ３　公文書部分公開決定通知書（令和２年１月６日付け茨相支第2333号） ほか21件	総務部 法務コンプライアンス課		1							1							○																	
			１　公文書公開請求書について（供覧書） ２　公文書公開請求による第三者照会について（起案書） ３　公文書非公開決定通知書について（起案書） ほか２件	総務部 市民税課		1							1					1		○				○													
			日本年金機構が年金支給額から源泉徴収するため、茨木市が日本年金機構にその金額を通知する手順の端末の操作マニュアル（スクリーンショットのついたもの）	健康医療部 保険年金課	1																															
			１　個々の年金受給者の国民健康保険料を、日本年金機構が年金支給額から源泉徴収するため、茨木市が日本年金機構にその金額を通知する手順を表した業務フローチャート等の文書・図画 ２　個々の年金受給者の国民健康保険料を、源泉徴収した金額の通知を受ける経路を表したフローチャート等の文書・図画 ３　個々の年金受給者の国民健康保険料を、源泉徴収した金額の通知を受ける端末の操作マニュアル	健康医療部 保険年金課					1																	1	1				○	○					
No. 21	R5. 9. 5	茨木管内たばこ税連絡協議会に係る文書（令和５年２月24日付け茨市税第2639号における公開対象文書より後のもの。）	茨木管内たばこ税連絡協議会の解散に伴う収支報告（令和４年度決算報告書）について（起案書）	総務部 市民税課	1																																
No. 22	R5. 9. 5	令和４年12月に●●で実施した生活アンケートの内容をまとめた書類一式。 教育推進課で回付したもの。 上記に係る報告書等すべて。	●●　学校生活アンケート調査報告書	学校教育部 学校教育推進課		1							1		1					○		○															

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No. 23	R5. 9. 5	令和４年３月18日茨木市教育委員会職員が●●へ訪問したときの報告書。 校長、教頭、教諭への聞き取りした記録等、関連があるすべてのもの。	報告書（令和４年３月18日）	学校教育部 学校教育推進課		1							1					1		○				○													
No. 24	R5. 9. 8	令和５年４月20日付け茨木市指令下施第９号で許可した法定外公共物占用許可の許可申請書一式	1　法定外公共物占有許可申請書 2　委任状 3　現況平面図 ほか４件	建設部 下水道施設課		1							1							○																	
No. 25	R5. 9. 12	●●が提出した汚水排出量申告書（令和３年９月～５年９月分）	汚水排出量申告書（令和３年９月～５年９月分）	建設部 下水道総務課		1								1							○																
No. 26	R5. 9. 19	市内全公立小中学校における令和５年に開催された入学式、始業式および令和５年度４月入学予定の新入生保護者説明会等、並びに令和５年３月と４月において、各学校から保護者に配布されたPTAに関する記載がある全ての文書	1　茨木市立小学校ＰＴＡ封入物案内 2　茨小ＰＴＡガイドブック（令和５年改訂版） 3　茨木小入学案内 ほか68件	学校教育部 学校教育推進課	1																																
			1　新１年生保護者の皆様へお願い（地区別まとまり下校のお手伝いに関しまして） 2　学級委員・専門委員の選出について 3　「メール版連絡網」登録とテストメール配信について ほか101件	学校教育部 学校教育推進課		1							1	1						○	○																	
No. 27	R5. 10. 5	「安威川ダム周辺整備事業」について、平成28年７月１日以後本日までの間に茨木市において作成された、●●又は●●等に関する下記の文書、図面及び電磁的記録等 1　茨木市と●●又は●●との間で締結された「安威川ダム周辺整備事業」（以下「本事業」という。）に関する契約書、合意書及び覚書等（その名称を問わない。） 2　茨木市長、茨木市役所、安威川ダム又は本事業に関し設置された会（「安威川ダム周辺整備検討委員会」・「安威川ダムファンづくり会」を含むが、これらに限られない。以下「本会」という。）に、●●、●●又は●●の従業員若しくは関係者（以下「●●ら」という。）が訪問、面談、電話した際の、記録、議事録、メモ等（その名称を問わない。）、又はこれらの電子データ 3　茨木市による公募、応募及び●●の選定に係る記録 4　●●らから茨木市長、茨木市役所又は本会に提出された資料（申請者が運営する「●●」に係る資料や、事業提案資料を含むが、これらに限られない。） 5　茨木市役所職員と●●らとの間で送付・受領又は送受信された文書及び電子メール 6　茨木市役所職員と●●らとの間の通話記録及び通話録音	1　安威川ダム周辺整備事業基本協定書（令和２年12月18日締結） 2　安威川ダム周辺整備事業包括協定書（令和３年９月１日締結） 3　安威川ダム周辺整備事業にかかる事業者ヒアリングについて（議事要旨）（平成30年５月15日実施分） ほか27件	都市整備部 北部整備推進課	1																																	
			1　安威川ダム周辺整備事業化検討調査業務ヒアリング記録簿（平成28年８月２日実施分） 2　ヒアリング記録（平成30年10月１日実施分） 3　安威川ダム周辺整備制度設計等検討業務事業者ヒアリング記録（平成30年11月８日実施分） ほか240件	都市整備部 北部整備推進課		1							1	1				1		○	○				○													
			茨木市役所職員と●●らとの間の通話記録及び通話録音	都市整備部 北部整備推進課					1																				1					○			
No. 28	R5. 10. 13	1　茨木市内の全公立小中学校が、令和５年の入学式や入学説明会等で保護者宛てに発行し調査票等を提出させて取得している児童、生徒および保護者等の個人情報に関して、個人情報保護条例に基づき保護者に個人情報の範囲や利用目的（第三者提供等）を明示した個人情報取扱に係る同意に関する文書 2　茨木市内の全公立小中学校が、児童、生徒および保護者等の個人情報を第三者であるＰＴＡに提供している場合、個人情報保護条例に基づきＰＴＡに対して適切な管理のための必要な措置を講ずることを求めた文書 3　茨木市内の全公立小中学校において、学校徴収金、ＰＴＡ会費等私費（準公金扱い）の金員を口座引落している学校の保護者に対する引落口座設定の依頼文及び私費の内訳書等付属資料 4　茨木市内の全公立小中学校において、ＰＴＡ会費の口座引落の承諾を確認する方法（文書、挙手、頷く等）及び、承諾者の氏名を確認する方法を記載した文書（説明原稿、手順書等） 5　ＰＴＡ会費について、ＰＴＡ（会長）と学校（校長）との間での口座引落の委任や徴収業務委託に関する文書（委託、委任契約書等）	1　「自動払込利用申込書」の提出について 2　「自動払込利用申込書」（ゆうちょ銀行）の提出について 3　学校徴収金について ほか43件	学校教育部 学校教育推進課	1																																特例延長
			1　委任契約書 2　「学校徴収金・PTA会費の払込」について（依頼） 3　学校徴収金「自動払込利用申込書」ご提出のお願い ほか８件	学校教育部 学校教育推進課		1							1							○																	特例延長
			1　茨木市内の全公立小中学校が、児童、生徒および保護者等の個人情報を第三者であるＰＴＡに提供している場合、個人情報保護条例に基づきＰＴＡに対して適切な管理のための必要な措置を講ずることを求めた文書 2　茨木市内の全公立小中学校において、ＰＴＡ会費の口座引落の承諾を確認する方法（文書、挙手、頷く等）及び、承諾者の氏名を確認する方法を記載した文書（説明原稿、手順書等）	学校教育部 学校教育推進課					1																			1					○				特例延長

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No. 29	R5. 10. 13	１　平成29年改正施行された個人情報保護法に合わせて、茨木市教育委員会が作成し市内の各小中学校宛てで出している、保護者から個人情報を収集、提供を受ける際の個人情報取扱指針（通達、マニュアル、ガイドラインなど） ２　個人情報保護法改正にあたり、平成30年９月13日の文教常任委員会において、当時松本社会教育振興課長の答弁に「昨年度（平成29年度）、市のＰＴＡ協議会と教育委員会のほうで、延べ４回ほどの勉強会を実施」とあるが、その勉強会の議事録と配布された一切の文書等の資料全て。又、上記の勉強会以外に個人情報保護法改正にあたり実施された市ＰＴＡ協議会や学校管理者向けの勉強会、研修等における議事録と配布された文書等の資料全て ３　上記平成29年度の勉強会後、平成30年の５月に市ＰＴＡ協議会が実施した各学校園ＰＴＡを対象にした学習会の議事録と配布された資料、又、その学習会において市ＰＴＡ協議会から各学校のＰＴＡに対し提示された個人情報提供の同意書やＰＴＡ加入申込書のサンプル等の資料	１　平成29年改正施行された個人情報保護法に合わせて、茨木市教育委員会が作成し市内の各小中学校宛てで出している、保護者から個人情報を収集、提供を受ける際の個人情報取扱指針（通達、マニュアル、ガイドラインなど） ２　個人情報保護法改正にあたり、平成30年９月13日の文教常任委員会において、当時松本社会教育振興課長の答弁に「昨年度（平成29年度）、市のＰＴＡ協議会と教育委員会のほうで、延べ４回ほどの勉強会を実施」とあるが、その勉強会の議事録と配布された一切の文書等の資料全て ３　２の勉強会以外に個人情報保護法改正にあたり実施された市ＰＴＡ協議会や学校管理者向けの勉強会、研修、校長会等における議事録と配布された文書等の資料全て ほか１件	学校教育部 学校教育推進課					1																	1	1				○	○				
No. 30	R5. 10. 16	各市町村税務主管課長あて大阪府総務部市町村局行政課長からの令和５年７月６日付け市行第2065号「地方公共団体の関係する分煙施設整備の取組状況について（照会）」について、回答の作成に係る文書（起案決裁文書の一式。大阪府から取得した文書は不要。）	地方公共団体の関係する分煙施設整備の取り組み状況について（回答）（起案書）	市民文化部 市民生活相談課	1																																
No. 31	R5. 10. 19	「マイナポータル」で閲覧できる「取得できるすべての詳細項目（「この様式」）」の個々の情報のうち、茨木市が取得し、記録している情報について、茨木市からこれらの情報を直接提供している外部の機関（以下「提供先外部機関」という。）に情報を提供する経路が、 経路１　「取得できるすべての詳細項目（「この様式」）」を、担当課が運用する「業務システム」から、直接「提供先外部機関」に提供する場合 １　作成し、「提供先外部機関」に送信した「取得できるすべての詳細項目（「この様式」）」 ２　ＵＲＬ等「提供先外部機関」を識別できる記号・符号等を表した文書・記録 ３　送信した日時を表した文書・記録（年度ごとのもの） ４　「この様式」で、作成、送信するように指示、或いは、要請のあった文書・記録 ５　個々の住民を特定する「個人番号（マイナンバー）」、「個人番号（マイナンバー）に対応する記号、符号等」、「団体内統合宛名番号」、「団体内統合宛名番号に対応する記号、符号等」、「住民票コード」、「住民票コードに対応する記号、符号等」を業務システムに取得、記録した日時を表す記録 経路２　「取得できるすべての詳細項目（「この様式」）」において、個々の住民を特定する「個人番号（マイナンバー）」、「個人番号に対応する記号、符号」、「団体内統合宛名番号」、「団体内統合宛名番号に対応する記号、符号」、「住民票コード」、「住民票コードに対応する記号、符号」を「業務システム」で保有していない場合で、「団体内統合宛名システム」を経由して「提供先外部機関」に提供する場合 １　作成し、「提供先外部機関」に送信した「取得できるすべての詳細項目（「この様式」）」	１　「マイナポータル」で閲覧できる「取得できるすべての詳細項目」の個々の情報のうち、茨木市が取得し、記録している情報について、公文書公開請求書別紙記載の経路１により「提供先外部機関」に送信した「取得できるすべての詳細項目（「この様式」）」 ２　公文書公開請求書別紙記載の経路１に係るＵＲＬ等「提供先外部機関」を識別できる記号・符号等を表した文書 ３　公文書公開請求書別紙記載の経路１に係る「提供先外部機関」に送信した日時を表した文書・記録（年度ごとのもの） ほか15件	企画財政部 情報システム課					1																	1	1				○	○				

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No. 31	R5. 10. 19	２　ＵＲＬ等「提供先外部機関」を識別できる記号・符号等を表した文書・記録３　送信した日時を表した文書・記録（年度ごとのもの） ４　「この様式」で、作成、送信するように指示、或いは、要請のあった文書・記録 経路３　「取得できるすべての詳細項目（「この様式」）」が、担当課が運用する「業務システム」から提供された記録と、「団体内統合宛名システム」に記録されている情報を合わせて作成し、「提供先外部機関」に提供する場合 １　作成し、「提供先外部機関」に送信した「取得できるすべての詳細項目（「この様式」）」 ２　ＵＲＬ等「提供先外部機関」を識別できる記号・符号等を表した文書・記録 ３　送信した日時を表した文書・記録（年度ごとのもの） ４　「この様式」で、作成、送信するように指示、或いは、要請のあった文書・記録 (1)　「業務システム」を運用する担当課のもの。 (2)　「団体内統合宛名システム」を運用する担当課のもの。 経路４　「取得できるすべての詳細項目（「この様式」）」の作成は、「団体内統合宛名システム」に記録されている情報のみで行われている場合 １　作成し、「提供先外部機関」に送信した「取得できるすべての詳細項目（「この様式」）」 ２　ＵＲＬ等「提供先外部機関」を識別できる記号・符号等を表した文書 ３　送信した日時を表した文書・記録（年度ごとのもの） ４　「この様式」で、作成、送信するように指示、或いは、要請のあった文書・記録	上記のとおり	企画財政部 情報システム課					1																			1	1					○	○			
No. 32	R5. 10. 26	道路にポール設置に至った経緯から現在に至る迄、この件に関する全ての交渉内容、経過等を示す文書	要望処理伺	建設部 建設管理課		1							1							○																	
No. 33	R5. 10. 31	●●に在籍する●●の●●就任に関して、教育公務員法第17条第１項に基づく当人からの許可承認を求める文書、茨木市教育委員会及び学校長による許可承認文書等、関係する文書の全て。	●●に在籍する●●の●●就任に関して、教育公務員法第17条第１項に基づく当人からの許可承認を求める文書、茨木市教育委員会及び学校長による許可承認文書等、関係する文書の全て	学校教育部 学校教育推進課					1																			1	1					○	○			
No. 34	R5. 11. 7	(1)　「マイナンバーカード」の交付申請受付を開始して以降の、以下についての、毎月の数と、その月までの累計数を表した文書、又は、記録。 ①　申請数。 ②　前項①の申請数について、以下の方式ごとのもの。 　a　交付時来庁方式 　b　申請時来庁方式 　c　居所地経由申請方式 　d　勤務地等経由申請方式 ③　交付数。 ④　前項③の交付した「マイナンバーカード」の返納数について、 　a　全体の数。 　b　前項ａのうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）」第15条第４項に該当する数。 (2) ①　前項(1)の第②項の申請方式について、茨木市が事務をおこなうため作成した「業務フロー図」。 　②　前項①を作成するため、参考にした政府等が作成した文書・図画等。	１　【付表２－４】マイナンバーカード交付状況（市町村用） ２　【付表２】マイナンバーカード交付状況（市町村用）※延長分 ３　市町村別全申請件数（令和４年３月31日時点） ほか47件	市民文化部 市民課	1																																	
			１　「マイナンバーカード」の交付申請受付を開始して以降の申請数について、毎月の数を表した文書又は記録 ２　「マイナンバーカード」の交付申請受付を開始して以降の申請数について、その月までの累計数を表した文書又は記録 ３　「マイナンバーカード」の交付申請受付を開始して以降の交付時来庁方式、居所地経由申請方式及び勤務地等経由申請方式による申請の、毎月の数と、その月までの累計数を表した文書又は記録 ほか７件	市民文化部 市民課					1																			1	1				○	○				

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No.35	R5.11.7	「●●」及び「●●」を不動産仲介業者として市が支給した住宅扶助にかかる申請書及びその添付書類（2018年度～現在）	1　保護変更申請書（令和元年10月21日申請） 2　保護変更申請書（令和２年３月23日申請） 3　保護変更申請書（令和２年５月28日申請） ほか15件	福祉部 生活福祉課		1							1	1						○	○																	
No.36	R5.11.20	令和４年２月10日付、●●（当時の職員）への懲戒処分「厳重訓告」の処分内容および処分に至った経緯などが特定された調査資料一式	職員の身分措置について（起案書）	総務部 人事課		1							1					1		○				○													
			1　来庁記録 2　経過記録（令和３年６月11日時点） 3　経過記録（令和３年６月14日時点） ほか17件	総務部 人事課			1						1					1		○				○													
No.37	R5.11.24	１　茨木市立春日丘小学校が、令和元年から令和５年にかけて入学式や入学説明会等で保護者宛てに発行し調査票等を提出させて取得している児童および保護者等の個人情報に関して、個人情報保護条例、個人情報保護法に基づき保護者に個人情報の範囲や利用目的（第三者提供等）を明示した個人情報取扱に係る同意に関する文書 ２　令和元年から令和５年にかけて上記入学式や入学説明会以外で市立春日丘学校から保護者に配布された個人情報取扱に係る同意に関する文書と個人情報の取扱いについて言及している文書	1　個人情報に係る情報提供について（平成31年１月31日） 2　個人情報に係る情報提供について（令和２年１月29日） 3　個人情報に係る情報提供について（令和３年１月27日） ほか７件	学校教育部 学校教育推進課	1																																
No.38	R5.11.24	１　茨木市内の公立小学校、中学校において、平成29年当時、茨木市個人情報保護条例に基づき個人情報を取り扱うために、茨木市教育委員会が作成し市内の各小学校に配布した「茨木市立幼・小・中学校園における個人情報保護マニュアル」 ２　上記マニュアルを送付、配布する際に同封添付した差出人教育委員会（担当課、管理職者名も含む）、宛て各学校長の文書（送付状、説明書、概説書、周知文書など又、電子メール紙等媒体問わず） ３　上記マニュアルを作成するにあたり実施した会議、検討会などの議事録及び配布された一切の資料	茨木市立幼・小・中学校園における個人情報保護マニュアル	学校教育部 学校教育推進課	1																																
			1　平成29年当時、茨木市立幼・小・中学校園における個人情報保護マニュアルを送付、配布する際に同封添付した差出人教育委員会（担当課、管理職者名も含む）、宛て各学校長の文書（送付状、説明書、概説書、周知文書など又、電子メール紙等媒体問わず） 2　平成29年当時、茨木市立幼・小・中学校園における個人情報保護マニュアルを作成するにあたり実施した会議、検討会などの議事録 3　平成29年当時、茨木市立幼・小・中学校園における個人情報保護マニュアルを作成するにあたり実施した会議、検討会などの配布使用された一切の資料	学校教育部 学校教育推進課				1																		1					○					
No.39	R5.11.28	１　令和５年６月27日付け請求人の「公文書開示請求」に対する公文書不存在による非公開処分（令和５年７月12日付け茨総務第713号）、公文書公開処分（令和５年７月19日付け茨総務第876号）及び非公開処分（令和５年７月19日付け茨総務第876号）に関する次の文書 (1)　「情報公開の実務【Ｑ＆Ａ】」のＡ11の③にある「供覧した」「文書管理システム」の「供覧」の事実を表す記録。 (2)「情報公開の実務【Ｑ＆Ａ】」のＡ12の「起案書」、或いは、「起案記録」。 (3)「情報公開の実務【Ｑ＆Ａ】」のＡ13の「決裁」の、名称を問わず、「決裁」を得るための「伺い」等の文書、或いは、記録。 (4)「情報公開の実務【Ｑ＆Ａ】」のＡ13の法務コンプライアンス課の「合議」に当たって、合議するものが閲覧した文書、或いは、記録。 (5)「情報公開の実務【Ｑ＆Ａ】」のＡ14の【Ａ決定書の作成】⑤の法務コンプライアンス課に提出された「公印を押した決定通知書の写し（別紙を含む。）」（「総務部総務課」と「法務コンプライアンス課」のもの２つになります。）	1　公文書公開請求書について（６月27日）（供覧書） 2　情報公開請求について（起案書） 3　情報公開請求について（起案書）	総務部 総務課		1						1						○																			
			1　総務課で保管する公印を押した公文書不存在による非公開決定通知書（令和５年７月12日付け茨総務第713号）、公文書公開決定通知書（令和５年７月19日付け茨総務第876号）及び公文書不存在による非公開決定通知書（令和５年７月19日付け茨総務第876号）の写し 2　令和５年６月27日付け請求人の「公文書公開請求」において、実際に文書を公開した際の総務部総務課作成の「当直事務取扱要領」の原本及び写し	総務部 総務課				1																		1		1			○			○		
			1　公文書不存在による非公開決定通知書（令和５年７月12日付け茨総務第713号） 2　公文書公開決定通知書（令和５年７月19日付け茨総務第876号） 3　公文書不存在による非公開決定通知書（令和５年７月19日付け茨総務第876号） ほか５件	総務部 法務コンプライアンス課		1							1						○																	

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No. 39	R5. 11. 28	(6) 「情報公開の実務【Ｑ＆Ａ】」のＡ14の【Ｂ情報公開の実施の準備】の③の「情報公開を実施」する「原本及び写し」のうち、「総務部総務課」作成の「当直事務取扱要領」。 (7) 「公文書開示請求」に対する受付簿（名称のいかんにかかわらず受付から処理完了までの事務処理の事実が記録されたもの）で、茨木市のホームページの「情報公開制度の運用状況・請求状況」の、たとえば、「令和４年度　情報公開請求状況」に記載されている事項がすべて記録されているもの ２　令和５年６月27日付け請求人の「公文書開示請求」に対する公文書不存在による非公開決定処分（令和５年７月12日付け茨市民第1609号）関する上記(1)から(5)までの文書 ３　令和５年８月８日付け請求人の「公文書開示請求」に対する公文書公開処分（令和５年８月23日付け茨情第1436号）、公文書部分公開処分（令和５年８月23日付け茨情第1436号）及び未処分に係るもの並びに令和５年10月19日付け「公文書開示請求」に対する公文書不存在による非公開決定処分（令和５年11月６日付け茨情第2026号）に関する (1) 上記(1)から(5)まで及び(7)の文書 (2) 「情報公開の実務【Ｑ＆Ａ】」のＡ14の【Ｂ情報公開の実施の準備】の③の「情報公開を実施」する「原本及び写し」 (3) 令和５年８月８日付け請求人の請求「(2) 茨木市以外の機関に提供したものがある場合」を処分しないと決めたことに係るすべての公文書。 ４　令和５年８月８日付け請求人の「公文書開示請求」に対する未処分に係るものについて、法務コンプライアンス課担当の次の文書 (1) 「公文書開示請求」の「(2) 茨木市以外の機関に提供したものがある場合」に対し、企画財政部長が処分しないと決裁したことについて、企画財政部長、情報システム課長等と遣り取りした事実を記録した公文書 (2) 令和５年10月19日付け請求人の「公文書開示請求」に対し、法務コンプライアンス課が各業務課に照会した照会文（照会先ごとになります） (3) 上記の照会先の各業務課からの回答文書	１　令和５年８月８日付け請求人の「公文書開示請求」に対する未処分に係るものについて、「公文書開示請求」の「(2) 茨木市以外の機関に提供したものがある場合」に対し、企画財政部長が処分しないと決裁したことについて、企画財政部長、情報システム課長等と遣り取りした事実を記録した公文書 ２　令和５年10月19日付け請求人の「公文書開示請求」に対し、法務コンプライアンス課が各業務課に照会した照会文（照会先ごとになります） ３　上記の照会先の各業務課からの回答文書	総務部 法務コンプライアンス課					1																1					○				
			１　公文書公開請求書（供覧書） ２　情報公開請求について（起案書） ３　公文書公開請求書（供覧書） ほか１件	企画財政部 情報システム課		1							1							○																	
			１　情報システム課で保管する公印を押した公文書公開決定通知書（令和５年８月23日付け茨情第1436号）及び公文書部分公開決定通知書（令和５年８月23日付け茨情第1436号）の写し（別紙を含む。） ２　令和５年８月８日付け請求人の「公文書公開請求」に対し、「(2) 茨木市以外の機関に提供したものがある場合」を処分しないと決めたことに係る公文書 ３　情報システム課で保管する公印を押した公文書不存在による非公開決定通知書（令和５年11月６日付け茨情第2026号）の写し（別紙を含む。）	企画財政部 情報システム課					1																1	1				○	○			
			１　公文書公開請求書（供覧書） ２　情報公開請求について（起案書）	市民文化部 市民課		1							1							○																	
			市民課で保管する公印を押した公文書不存在による非公開決定通知書（令和５年７月12日付け茨市民第1609号）の写し（別紙を含む。）	市民文化部 市民課					1																			1					○				
No. 40	R5. 12. 4	市民税課が保有する令和５年度の●●や●●からの表敬訪問やその日程調整に係る文書（起案決裁や供覧用紙を含める。）	●●の表敬訪問について（供覧書）	総務部 市民税課		1							1	1						○	○																
No. 41	R5. 12. 11	令和元年から令和５年の間において、茨木市に対し寄せられたＰＴＡに関する問い合わせとその回答（電子メール、電話など形式問わず）。	１　【茨木市ホームページより】問い合わせがありました/施設課（令和５年５月23日） ２　【茨木市　施設課】お問い合わせいただいた件について（令和５年５月24日）	教育総務部 施設課		1							1	1						○	○																
			１　小学校ＰＴＡについて（令和５年１月27日） ２　小ＰＴＡについて保護者の方から情報提供（令和５年２月24日） ３　中学校のＰＴＡ非加入対応について（令和５年４月10日） ほか１件	教育総務部 社会教育振興課		1								1						○																
			１　報告書（令和元年12月４日） ２　報告書（令和２年３月30日） ３　ホームページからの問合せ及び回答（令和５年５月21日） ほか９件	学校教育部 学校教育推進課		1							1	1						○	○																
No. 42	R5. 12. 11	１　「入学に関わる個人情報の取り扱いについて」（令和５年１月25日付）と題された、差出人茨木市立春日丘小学校長（当時）、宛て令和５年度新入学児童の保護者様へとなる文書において、入学式に参加する保護者及び来賓に配布すると記載されている新入生全員の氏名を掲載した次第（プログラム）。 ２　上記文書に記載のとおり、春日丘小学校が通学委員・春日丘小学校ＰＴＡ等の第三者に提供した名簿、又は名簿の類、その他春日丘小学校が提供した令和５年度新入生の個人情報を記載した名簿などの文書（電子媒体、紙等形式問わず）。	茨木市立春日丘小学校　令和５年度入学式次第	学校教育部 学校教育推進課		1							1							○																	
			春日丘小学校が提供した令和５年度新入生の個人情報を記載した名簿	学校教育部 学校教育推進課			1						1							○																	

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No.43	R5.12.15	●●にて、●●頃発生した、利用者（入所者）の転倒事故について	有料老人ホーム事故報告書	福祉部 福祉指導監査課		1							1							○																	
No.44	R5.12.26	茨木市立穂積小学校が保護者に配布した令和５年度「新入生ハンドブック（入学のしおり）」において、「４．集団登下校について」の頁に「地区の班はPTA地区委員さんが編成します。（入学前に地区委員さんにお子さまのお名前と住所をお知らせします）」と記載があるが、記載の通り穂積小学校が上記のPTA地区委員や穂積小学校PTA等の第三者に提供した令和５年度新入生の個人情報を記載した名簿や名簿の類などの文書（電子媒体、紙等形式問わず）。	穂積小学校が提供した穂積小学校PTAに提供した令和５年度新入生の個人情報を記載した名簿	学校教育部 学校教育推進課			1						1							○																		
No.45	R5.12.26	１　茨木市立穂積小学校が、令和元年から令和５年にかけて入学式や入学説明会等で保護者宛てに発行し調査票等を提出させて、保護者から取得している児童および保護者等の個人情報に関し、個人情報保護条例、個人情報保護法に基づき保護者に対し、個人情報の取得や範囲、利用目的（第三者提供等）を具体的に明示して、個人情報取扱いについて個別に項目立てた同意・不同意の意思表示確認の実施に関する文書や上記期間内に配布された個人情報取扱いについて言及している文書。 ２　穂積小学校が保護者に配布した「令和５年度新入生ハンドブック」の「学校徴収金・ＰＴＡ会費」の頁において、「１番上の学年の児童から振替します」、「①学校徴収金とＰＴＡ会費を合わせて振替します」と記載あるが、穂積小学校が穂積小学校ＰＴＡから、その会費徴収業務について委託委任を受けた手続に関する文書。	１　茨木市立穂積小学校が、令和元年から令和５年にかけて入学式や入学説明会等で保護者宛てに発行し調査票等を提出させて、保護者から取得している児童および保護者等の個人情報に関し、個人情報保護条例、個人情報保護法に基づき保護者に対し、個人情報の取得や範囲、利用目的（第三者提供等）を具体的に明示して、個人情報取扱いについて個別に項目立てた同意・不同意の意思表示確認の実施に関する文書や上記期間内に配布された個人情報取扱いについて言及している文書 ２　穂積小学校が保護者に配布した「令和５年度　新入生ハンドブック」の「学校徴収金・ＰＴＡ会費」の頁において、「１番上の学年の児童から振替します」、「①学校徴収金とＰＴＡ会費を合わせて振替します」と記載あるが、穂積小学校が穂積小学校ＰＴＡから、その会費徴収業務について委託委任を受けた手続に関する文書	学校教育部 学校教育推進課					1																1						○				
No.46	R6.1.4	１　令和５年６月27日から令和５年９月19日までの間に、総務部法務コンプライアンス課等茨木市によって作成された以下の文書。 (1) 「業務委託」を受けた企業の守衛が、「埋火葬許可証」の「交付を決定した」のか、「交付を決定していない」のか事実確認を行った事実を表す文書。 (2) 前項(1)の「交付を決定した」、或いは、「交付を決定していない」を、どのような事実で総務部法務コンプライアンス課等茨木市は解釈したのかを表す文書。 (3) 前項(2)の「交付を決定した」と解釈した場合、これが違法であるか検討したことを表す文書。 (4)前々項(2)の「交付を決定していない」と解釈した場合、交付をした事実があるのであるから、何時、どのような事実で法律的に「交付を決定した」のかを検討したことを表す文書。 (5) 「業務委託」を受けた企業の守衛が、「交付を決定した」と認識した場合、 　ａ　大阪府の全市町村、 　ｂ　全政令指定都市等、 の違法状態を調査した事実があれば、その調査結果（違法市町村名、数、違法を行っていない市町村の対処方法等）を表す文書。 (6) 前項(5)の「交付を決定した」と認識し、ａ、及び、ｂの違法状態の調査の有無に拘わらず、この違法状態を解消するために法務コンプライアンス課がとった対処・処理等を表す文書。 (7) 前々項(5)の「交付を決定した」と認識した場合、総務部次長でもある樋之津法務コンプライアンス課長等が他部署とこの件について、調整、協議等を行った事実があれば、その日時、内容を表す文書。 ２　令和５年９月20日から、本請求書が到達するまでの期間に、前項１の(1)から(7)までで請求するものと同じ内容の文書。	１　令和５年６月27日から令和５年９月19日までの間に総務部法務コンプライアンス課等茨木市によって作成された「業務委託」を受けた企業の守衛が、「埋火葬許可証」の「交付を決定した」のか、「交付を決定していない」のか事実確認を行った事実を表す文書 ２　令和５年６月27日から令和５年９月19日までの間に総務部法務コンプライアンス課等茨木市によって作成された、前項１の「交付を決定した」、或いは、「交付を決定していない」を、どのような事実で総務部法務コンプライアンス課等茨木市は解釈したのかを表す文書 ３　前項２の「交付を決定した」と解釈した場合、令和５年６月27日から令和５年９月19日までの間に、総務部法務コンプライアンス課等茨木市によって作成されたこれが違法であるか検討したことを表す文書 ほか11件	総務部 法務コンプライアンス課					1																1		1			○		○		

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No.47	R6.1.5	１　「交付時来庁方式」で申請者が自ら端末（機器）で暗証番号を入力する場合、「キオスク端末の操作動画（セブンイレブン）」、「コンビニ交付ページ」の「証 明書の取得方法」等と同様な操作手順を表した茨木市役所に設置した「キオスク端末の操作画面」を表した図面・文書。ただし、図面の最初の画面は、「証明書 の取得方法」の「①行政メニュー選択」でなく、その上に例示してある各コンビニエンスストアの最初の操作画面と同様なものとします。 ２　「申請時来庁方式」で茨木市職員が「統合端末」で暗証番号を入力する場合、「統合端末」で入力する場合の操作手順を表した図面・文書（前項（1）に準じま す。図面の最初の画面は、「統合端末」を立ち上げたときと同じものとします）。 ３　茨木市役所で「マイナンバーカード電子証明書の暗証番号再設定（ロック解除）」をおこなう場合、（1）項と同様に、操作手順を表した「キオスク端末の操作 画面」を表した図面・文書。ここでも図面の最初の画面は、「証明書の取得方法」の「①行政メニュー選択」ではなく、その上に例示してある各コンビニエンス ストアの最初の操作画面と同様なものとします。 ４　茨木市役所の市民課の窓口で、市民が「住民票の写し」の交付請求をした場合、職員がこの請求書を基に、コンピュータ端末で操作して「住民票の写し」を 印刷するまでの操作画面を表した図面。 ５　前項４で「住民票の写し」を印刷するプリンターと操作するコンピュータ端末の (1) データを遣り取りする関係を表した図面、 (2) 物理的位置関係を表した図面。 ６　戸籍情報システム標準仕様書については、「第1章　本仕様書について」の「1.背景」で、大きく分けて 　ⓐ改定前仕様書 　ⓑ本仕様書【第1.0版】 　ⓒ本仕様書【第2.0版】 の3つがあることになっています。 　茨木市が、上記ⓐ、ⓑ、及び、ⓒの戸籍情報システムに準拠した戸籍情報システムの実施を始めた年月日を表す文書・記録。 ７　コンビニ交付サービスについて、茨木市で「1回申請」した後、再度登録する必要がある場合、その「再度登録する必要となる事項」を表した文書・記録。 ８　茨木市における「戸籍証明書の取得」について、「証明書の取得方法」の「⑧交付種別入力」に該当する操作手順（「全部事項証明書」、或いは「個人事項証 明書」の何れも取得できるか、ということです）を表した図面。 ９ (1) ＬＧＷＡＮ-ＡＳＰサービスである「自治体中間サーバ・プラットフォームＡＳＰサービス」の「自治体中間サーバ」に、「情報連携」のため登録した「住民 基本台帳法第七条第四号に規定する事項」の表の基になる副本データの「正本」。 (2) 前項(1)の「正本」を住民記録システム等の市民課の業務システムに登録した者が、この登録完了した日時（初回分になります）を表した文書。 (3) 前項(2)の「正本」登録について、住民記録システム等の市民課の業務システムに登録した者から受け取ったすべての文書。	１　事務改善報告書の提出について（起案書） ２　帳票発行処理マニュアル	市民文化部 市民課	1																																
			１　「申請時来庁方式」で茨木市職員が「統合端末」で暗証番号を入力する場合、「統合端末」で入力する場合の操作手順を表した図面・文書	市民文化部 市民課			1						1						1	○					○												
			１　「交付時来庁方式」で申請者が自ら端末（機器）で暗証番号を入力する場合、「キオスク端末の操作動画（セブンイレブン）」、「コンビニ交付ページ」の「証明書の取得方法」等と同様な操作手順を表した茨木市役所に設置した「キオスク端末の操作画面」を表した図面・文書 ２　茨木市役所で「マイナンバーカード電子証明書の暗証番号再設定（ロック解除）」を行う場合の操作手順を表した「キオスク端末操作画面」を表した図画・文書 ３　「住民票の写し」を印刷するプリンターと操作するコンピュータ端末のデータを遣り取りする関係を表した図画 ほか８件	市民文化部 市民課					1																	1			1			○			○	

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No. 48	R6. 1. 10	１　LGWAN-ASPサービスの「自治体中間サーバ・プラットフォームASPサービス」の利用について、茨木市が地方公共団体情報システム機構と締結した契約書。 ２　茨木市の「業務サーバが配置されている場所（茨木市役所内、外部のデータセンター（全部、或いは、一部）、LGWAN-ASP等）」を表す文書。 ３　茨木市が使用する「自治体中間サーバ」が設置されている場所（茨木市役所内、LGWAN-ASPサービス提供者の管理場所等）を表す文書。 ４　自治体中間サーバ」に「情報連携」のため登録した副本データ（特定個人情報ファイル）について（茨木市の場合）、 (1)　「業務用システムのデータ」から「副本として登録すべきデータ」の基となる「正本データ」を作成（抽出、編集）した部署を表す文書。 (2)　前項(1)の「正本データ」の作成を「業務用システム」を使用する部署以外が行った場合、それを表す文書。 (3) 前項(2)の場合、「正本データ」の作成を「業務用システム」を使用する部署に通知、案内した文書。 (4)　「正本データ」から「副本データ（特定個人情報ファイル）」を作成した部署を表す文書。 (5) 前項(4)の「副本データ（特定個人情報ファイル）」を保存している場所を表す文書。 (6) 前々項(4)の「副本データ（特定個人情報ファイル）」から「副本データ」を「自治体中間サーバ」に登録した部署を表す文書。 (7)　「副本データ」を「自治体中間サーバ」に登録するように要請、或いは、強制した者がこれを伝えた文書。この要請、或いは、強制が法律に基づくものであり、その文書に、その法律と該当条項が明示されていないのであれば、その法律と該当条項 (8)　「副本データ」の項目（レイアウト等も含む。）を決めた者を表す文書。 ５　(1) 現在「自治体中間サーバ」に登録している「副本データ」を最初に登録した日を表す文書。 (2) すべての（業務の）「副本」の「差分登録」を行った（すべての）日を表す文書（データ内容は不要。）ただし、最新の各「副本データ」への「差分登録」については「差分登録」データは必要。 ６　マイナポータルから「自治体中間サーバ」の「わたしの情報」を取得する場合、「マイナポータル」、「情報提供ネットワークシステム（コアシステム）」、「情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）」、「中間サーバープラットフォームの中間サーバー」、或いは、「茨木市の中間サーバー」等における各々の管理範囲を系統的（マイナポータルから順番にという意味）に表した図。 ７　「わたしの情報」（この場合、個々のものを指します）の中には、元データを保有する機関が複数あり、これらのデータを集めて１つの「わたしの情報」にしたものがあります。この場合、茨木市の「自治体中間サーバ」に直接アクセスするのはマイナンバーカードの保有者なのか、それとも、複数のデータを集めて１つの「わたしの情報」を作成し、マイナンバーカードの保有者に提供するものなのかを表した文書。 ８　(1) マイナンバーカードの保有者が「自治体中間サーバ」にアクセスするためのマイナンバーカード保有者を一意に特定する番号、記号、符号を表した文書。 (2) 前項(1)の番号、記号、符号を取得した場所を表す文書。 ９　(1)茨木市の「自治体中間サーバ」にアクセスし、情報を受け取った機関、個人等毎の毎年度の提供件数を表した文書。 (2) 前項(1)の提供した情報の内容ごとの毎年度の提供件数を表した文書。	情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供届出書（平成29年度分から令和４年度分まで）	総務部 法務コンプライアンス課	1																																	
			茨木市の「自治体中間サーバ」から提供した情報の内容ごとの毎年度の提供件数を表した文書	総務部 法務コンプライアンス課					1																			1					○					
			１　フロアマップ（南館７階） ２　「提供すべき情報の属する年度」に係る取扱い等について（平成29年２月20日付け府番第31号・総官企第84号　内閣府大臣官房番号制度担当室参事官・総務省大臣官房企画課個人番号企画室長通知） ３　「提供すべき情報の属する年度」を定める告示の公布等について（平成29年６月９日付け府番第105号・総官参第５号　内閣府大臣官房番号制度担当室参事官・総務省大臣官房参事官（総務省大臣官房個人番号企画室長）通知） ほか34件	企画財政部 情報システム課	1																																	
			１　すべての（業務の）「副本」の「差分登録」を行った（すべての）日を表す文書（データ内容は不要。） ２　すべての（業務の）「副本」の「差分登録」に係る最新の各「副本データ」への「差分登録」データ	企画財政部 情報システム課			1						1							○																	
			１　LGWAN-ASPサービスの「自治体中間サーバ・プラットフォームASPサービス」の利用について、茨木市が地方公共団体情報システム機構と締結した契約書 ２　茨木市が使用する「自治体中間サーバ」が設置されている場所（茨木市役所内、LGWAN-ASPサービス提供者の管理場所等）を表す文書 ３　「正本データ」の作成を「業務用システム」を使用する部署以外が行った場合、それを表す文書 ほか10件	企画財政部 情報システム課					1																			1	1				○	○				

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No. 49	R6. 1. 16	１　令和５年11月７日付け公文書開示請求（担当市民課）に対する開示公文書受渡日を当初予定の11月28日（火）から、11月30日（木）に変更したことについて、 (1)　茨木市情報公開条例第12条第２項の規定に基づき請求人に渡すことになっていた「公文書公開決定等期間延長通知書」（様式第８号（第４条関係））の茨木市が保有する写し、或いは、これに該当する文書（以下「延長通知書等」という。） (2) 上記「延長通知書等」に対する請求人の受領を表す文書。 (3) 前項(1)の「延長通知書等」がない場合、開示担当者の11月28日（火）の外出先と外出理由、庁舎から離れた時間、庁舎内での課内、他部署等で出席した打ち合わせ、会議等の名称、その開催時間等を表したすべての文書（これは、入庁から退庁までを時系列で表した１枚の情報提供でも構いません）。 (4) 請求人の令和５年11月７日付け公文書開示請求に対する令和５年11月30日（木）の公文書の開示が終わった後、企画財政部情報システム課係長が、請求人の令和５年11月22日付け異議申立書に係る情報システム課の開示について説明をしたが、係長より説明したいとの要請が法務コンプライアンス課にあったときの、 　a　要請日 　b　希望説明日 　c　説明趣旨、要旨 　等を表した法務コンプライアンス課が保有する文書 (5) 前項(4)の要請に対して、要請の受諾、説明日等を回答した法務コンプライアンス課が保有する文書。	１　請求人の令和５年11月７日付け公文書開示請求に対する令和５年11月30日（木）の公文書の開示が終わった後、企画財政部情報システム課係長が、請求人の令和５年11月22日付け異議申立書に係る情報システム課の開示について説明をしたが、係長より説明したいとの要請が法務コンプライアンス課にあったときの、 (1) 要請日 (2) 希望説明日 (3) 説明趣旨、要旨 等を表した法務コンプライアンス課が保有する文書 ２　前項１の要請に対して、要請の受諾、説明日等を回答した法務コンプライアンス課が保有する文書	総務部 法務コンプライアンス課					1																		1	1				○	○			
			１　茨木市情報公開条例第12条第２項の規定に基づき請求人に渡すことになっていた「公文書公開決定等期間延長通知書」（様式第８号（第４条関係））の茨木市が保有する写し、或いは、これに該当する文書（以下「延長通知書等」という。） ２　上記「延長通知書等」に対する請求人の受領を表す文書 ３　前項１の「延長通知書等」がない場合、開示担当者の11月28日（火）の外出先と外出理由、庁舎から離れた時間、庁舎内での課内、他部署等で出席した打ち合わせ、会議等の名称、その開催時間等を表したすべての文書（これは、入庁から退庁までを時系列で表した１枚の情報提供でも構いません）。	市民文化部 市民課					1																		1			1		○			○	
No. 50	R6. 1. 23	１　異議申し立て、あるいは、審査請求の取下げについて (1) 茨木市情報公開条例等、あるいは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）等に基づき、茨木市、国が不服の取下げについて規定した文書で、茨木市が保有している文書。 (2) 異議申立て、あるいは、審査請求を取り下げて、請求に対して処分した担当課と相談し、それでも不服の場合、そして、その時点が不服を申し立てる期間を経過していた場合、再度異議を申し立てることが出来るか等、取下げによって生じる問題とその解消策等を表した茨木市が作成した異議申立て、あるいは、審査請求の取下げの手続等の事務取扱文書。 (3) 過去に取り下げられた「取下げ書」のすべて。 ２　今回の請求人の取下げ要請について (1) 誰が発議し、あるいは、誰かの要請に基づき、誰の決裁を得たかを、起案書等の名称の如何を問わず表す文書。 ３特定の課員より請求人の請求点数が多い、請求が何を請求しているか分からないという指摘があったが、 (1) 請求数が多い、請求が何を請求しているか分からない等の指摘が「開示担当課」よりあった場合、これを伝える文書、メール、電話等を受け、これを記録した文書。 (2) 前項(1)の「開示担当課」ではなく、法務コンプライアンス課の見解を表したものである場合、 　①　これを請求人に伝えることを決めたことを表す文書。 　②　根拠・理由となる内容を具体的に表す文書。	１　審査請求取下書（供覧書） ２　審査請求取下書（供覧書）	総務部 秘書課		1							1							○																	
			行政不服審査法　事務取扱ガイドライン	総務部 法務コンプライアンス課	1																															
			１　異議申し立て、あるいは、審査請求の取下げについて、異議申立て、あるいは、審査請求を取り下げて、請求に対して処分した担当課と相談し、それでも不服の場合、そして、その時点が不服を申し立てる期間を経過していた場合、再度異議を申し立てることが出来るか等、取下げによって生じる問題とその解消策等を表した茨木市が作成した異議申立て、あるいは、審査請求の取下げの手続等の事務取扱文書 ２　今回の請求人の取下げ要請について、誰が発議し、あるいは、誰かの要請に基づき、誰の決裁を得たかを、起案書等の名称の如何を問わず表す文書 ３　特定の課員より請求人の請求点数が多い、請求が何を請求しているか分からないという指摘があったが、 (1) 請求数が多い、請求が何を請求しているか分からない等の指摘が「開示担当課」よりあった場合、これを伝える文書、メール、電話等を受け、これを 記録した文書 (2) 前項(1)の「開示担当課」ではなく、法務コンプライアンス課の見解を表したものである場合、 　ア　これを請求人に伝えることを決めたことを表す文書 　イ　根拠・理由となる内容を具体的に表す文書	総務部 法務コンプライアンス課					1																		1	1				○	○			
			１　審査請求取下書について（供覧書） ２　審査請求取下書（供覧書）	総務部 収納課		1							1							○																	
			審査請求取下書（供覧書）	市民文化部 市民課		1							1							○																	
			審査請求の取下げについて（供覧書）	こども育成部 保育幼稚園事業課		1							1							○																	
			審査請求の取下げについて（供覧書）	こども育成部 学童保育課		1							1							○																	

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No.51	R6.2.22	H31～Ｒ５年度の職員の全ての懲戒処分、訓告処分について ・処分の日付 ・処分を受けた職員の所属 ・処分を受けた職員の氏名、年齢、階級 ・処分の理由、内容 ・事案の発生日時	発令書（厳重訓告）	総務部 人事課	1																															
			1　懲戒処分・法外処分一覧（令和元年度から令和５年度まで） 2　発令書（厳重訓告） 3　発令書（訓告） ほか３件	総務部 人事課		1							1							○																	
			発令書（厳重訓告）	水道部 総務課		1							1							○																	
			1　処分説明書（懲戒免職） 2　処分説明書（停職） 3　発令書（厳重訓告） ほか９件	消防本部 総務課		1							1					1		○				○													
No.52	R6.3.5	・茨木市情報公開条例に基づく公文書公開請求に対する処分について不服があり、異議申立書で不服を申し立てることについて、 １　「一般的な審理手続の流れ」について、法務コンプライアンス課が作成する「情報公開の実務【Ｑ＆Ａ】」と同様な文書 ２　上記１の文書に以下の記載がない場合、あるいは、条例、規則に規定がない場合、 (1) 異議申立書を受け取った実施機関茨木市長が、審査庁茨木市長に異議申立書を提出する時期・期限等を表した文書 (2) 異議申立書を受け取った審査庁茨木市長が、これに対し答申を得るため茨木市情報公開・個人情報保護審査会に諮問する時期・期限等を表した文書 (3) 審査庁茨木市長が実施機関茨木市長に、弁明書を求める時期・期限等を表した文書 (4) 前項(3)の求めに対し、実施機関茨木市長が弁明書を提出する期限を表した文書 (5) 審査庁茨木市長が異議申立人に、弁明書に対する反論書を求める時期・期限等を表した文書 (6) 前項(5)の求めに対し、異議申立人が反論書を提出する期限を表した文書 (7) 審査庁茨木市長が異議申立人に、意見陳述の機会提供を通知する時期・期限等を表した文書 (8) 前項(7)の通知に対し、異議申立人が回答する期限を表した文書 (9) 異議申立人が意見陳述を求める場合の手続、文書様式を表した文書 ・「茨木市職員等からの内部通報に関する要綱」について、 １　この要綱に基づき、法務コンプライアンス課が作成する「情報公開の実務【Ｑ＆Ａ】」と同様な文書 ２　「内部通報の運用状況」中、令和元年度の是正措置件数の「１件」について、内部通報調査委員会が市長に提出した報告書 ３　前項２の報告書に対して茨木市長が講じた是正措置等を表した文書 ・市の事務事業の執行に関し、事務を行う部署から、その事務の執行手続等が「法令等に違反し、又は違反するおそれがある」等の理由で、「法令等の違反に該当するかどうか」を照会する場合、 １　事務を行う部署の誰が、どの部署の誰に照会するのかを表した文書 ２　前項１の照会を受けた部署は、この照会について、どのような経路を経て、最終的に誰が違反、違反していない等の判断・決裁し、是正措置等を講じ、結果を照会者に報告するかを表した文書で、法務コンプライアンス課が作成する「情報公開の実務【Ｑ＆Ａ】」と同様な文書 ３　「照会」「これに対する回答」を記録した過去の文書で、保存期間の経過していない文書	1　口頭意見陳述申出書 2　補佐人帯同許可申請書	総務部 法務コンプライアンス課	1																																
			内部通報に係る調査結果及び是正措置等報告書（令和２年４月９日付け）	総務部 法務コンプライアンス課		1							1					1		○				○													
			1　異議申立書提出後の一般的な審理手続の流れについて、法務コンプライアンス課が作成する「情報公開の実務【Ｑ＆Ａ】」と同様な文書 2　上記１の文書に以下の記載がない場合、あるいは、条例、規則に規定がない場合、 (1) 異議申立書を受け取った実施機関茨木市長が、審査庁茨木市長に異議申立書を提出する時期・期限等を表した文書 (2) 審査庁茨木市長が実施機関茨木市長に、弁明書を求める時期・期限等を表した文書 (3) 前項(2)の求めに対し、実施機関茨木市長が弁明書を提出する期限を表した文書 (4) 審査庁茨木市長が異議申立人に、弁明書に対する反論書を求める時期・期限等を表した文書 (5) 前項(4)の求めに対し、異議申立人が反論書を提出する期限を表した文書 (6) 審査庁茨木市長が異議申立人に、意見陳述の機会提供を通知する時期・期限等を表した文書 (7) 前項(6)の通知に対し、異議申立人が回答する期限を表した文書 ほか７件	総務部 法務コンプライアンス課					1																1	1				○	○				

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No.53	R6.3.5	１　令和５年度、茨木市教育施設等使用条例、茨木市教育施設等使用条例施行規則に基づき、同条例第３条に規定する茨木市教育施設等使用登録書を提出し教育委員会に登録した団体が分かる文書資料（市内小学校分・一覧表でも可）。 ２　令和５年４月分の、茨木市教育施設等使用条例、茨木市教育施設等使用条例施行規則に基づき、茨木市教育施設等使用許可申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けた団体名とその際に各団体に交付された茨木市教育施設等使用許可書が分かる文書資料（市内小学校分・一覧表でも可）。	１　学校施設利用登録団体一覧表 ２　小学校施設使用料一覧（令和５年４月分）	教育総務部 施設課		1						1						○																	
No.54	R6.3.5	令和５年度、茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の13条に規定される市内各学校の各学校長が教育委員会へ報告した校務分掌表。市内各学校の分掌の各担当職員が明記された分掌表。	１　令和５年度（2023年）校務分掌表（茨木小学校） ２　2023年度　校務分掌メンバー表（春日小学校） ３　令和５年度　茨木市立春日丘小学校　校務分掌組織表 ほか43件	学校教育部 学校教育推進課	1																																
No.55	R6.3.5	１　2023年12月に実施された茨木市立小中学校の校長会、教頭会において配布・使用された文書資料（出席者、件名、協議内容、議事録などが分かる配布使用された文書メール等一切の資料）。 ２　同会を踏まえ、教育委員会担当課から市内の各学校長、教頭に対して指導、周知した内容を記載した文書等の資料。	１　令和５年度９月　小・中学校校長会　全体会資料一式 ２　令和５年度11月　小・中学校教頭会　全体会資料一式	学校教育部 学校教育推進課		1							1							○																	
			2023年12月に実施された茨木市立小中学校の校長会、教頭会を踏まえ、教育委員会担当課から市内の各学校長、教頭に対して指導、周知した内容を記載した文書等の資料	学校教育部 学校教育推進課					1																			1					○				
No.56	R6.3.5	教育委員会において、市内小中学校の学校徴収金やＰＴＡ会費徴収などの私費徴収やその会計に関する学校事務の取扱い手引き又はガイドライン。	学校徴収金取扱マニュアル（令和３年）	学校教育部 学校教育推進課	1																																
No.57	R6.3.21	１　「学校教育法　第五条　学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する」とあるが、茨木市において、義務教育活動費や学校運営経費などに係る公費、私費の負担区分に関する基準を示した文書（指針規則、方針要綱など） ２　茨木市財務規則に基づき、茨木市立小中学校がＰＴＡなどの学校関連団体（社会教育関係団体）から寄附・寄贈を受け実施した寄附採納手続に関する文書資料（平成24年度から令和６年３月までの間において）。 ３　茨木市の寄附採納事務取扱規程（要綱）	１　寄付行為の取扱いについて（昭和46年４月１日教育長決定） ２　「寄付行為の取扱いについて」の運用についての全部を改正する運用について（昭和51年９月１日教育長決定）	教育総務部 教育政策課	1																																
			学校徴収金取扱マニュアル（令和３年）	学校教育部 学校教育推進課	1																																
			寄付（サッカーゴール）（起案書）	学校教育部 学校教育推進課		1							1							○																	
No.58	R6.3.28	1 (1) 茨木市内の皮フ科診療所公開台帳 (2) 茨木市内の神経内科診療所公開台帳 (3) 茨木市内の整形外科診療所公開台帳 (4) 茨木市職員名簿等 (5) 茨木市内のホテル・旅館公開台帳 (6) 茨木市内の金融機関（銀行など）公開台帳 (7) 茨木市内の不動産会社（仲介含む）公開台帳 (8) 茨木市内の建設会社（土木、建築、道路など）公開台帳 (9) 茨木市内の保険会社（支店等含む）公開台帳 (10) 茨木市内のコンビニエンス店公開台帳 (11) 茨木市内の飲食店公開台帳 (12) 茨木市内の喫茶店公開台帳 (13) 茨木市内の書籍屋（店）公開台帳 (14) 茨木市内の美容室公開台帳 (15) 茨木市内の和・洋菓子店公開台帳 (16) 茨木市内の眼鏡店公開台帳 (17) 茨木市内の歯科診療所公開台帳 (18) 茨木市内のベーカリー（パン等）店公開台帳 (19) 茨木市内の便利屋（代行など）公開台帳 (20) 茨木市内のNPO法人公開台帳 (21) 茨木市内の民生委員等名簿など 2 （土木課）(1) 総合道路地図の送付及び販売用地図等情報 （観光課）(2) 観光情報（冊子や特産・名物等のカタログ） （企画課）(3) 空き家バンク等移住情報	茨木市職員名簿（課長級以上）	総務部 人事課	1																																
			茨木市職員名簿（課長代理級以下）	総務部 人事課			1						1							○																	
			茨木市に主たる事務所を置くＮＰＯ法人一覧	企画財政部 共創推進課	1																																
			茨木市　民生委員/児童委員/主任児童委員　名簿	福祉部 地域福祉課		1							1							○																	
			１　茨木市内の皮フ科診療所公開台帳 ２　茨木市内の神経内科診療所公開台帳 ３　茨木市内の整形外科診療所公開台帳 ４　茨木市内の歯科診療所公開台帳	健康医療部 医療政策課					1																			1					○				
			１　茨木市内のホテル・旅館公開台帳 ２　茨木市内の金融機関（銀行など）公開台帳 ３　茨木市内の不動産会社（仲介含む）公開台帳 ほか12件	産業環境部 商工労政課					1																			1			1		○				○
			総合道路地図の送付及び販売用地図等情報	都市整備部 都市政策課					1																						1						○
			空き家バンク等移住情報	都市整備部 居住政策課					1																						1						○
			総合道路地図の送付及び販売用地図等情報	建設部 建設管理課					1																						1						○

令和５年度 情報公開請求状況

番号	請求年月日	請求の概要	公文書の件名(公開内容)	事務担当課	決定件数の内訳								非公開理由：該当時=1							非公開理由							不存在理由：該当時=1					不存在理由					備考
					公開	部分公開	非公開	応答拒否	文書不存在	取下・提供	取下・取下	却下	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	①個人情報	②法人情報	③任意提供	④公共安全	⑤審議検討	⑥事務事業	⑦法令秘	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	(1)廃棄	(2)未作成	(3)未取得	(4)非公文書	(5)その他	
No. 59	R6. 3. 29	１　令和５年12月議会、文教常任委員会において、学校徴収金とＰＴＡ会費の徴収方法を峻別すべきという趣旨の議員の質問に対して、学校教育推進課長は「分けるということにつきましても、それも含めて必要な是正を行っていきたい」と答弁されています。 上記答弁にある通り、教育委員会の関係担当課における、是正に向けた当該課題の検討内容や議事録、検討経緯が分かる文書資料。 ２　令和６年３月議会、３月15日文教常任委員会において、市内の学校が利用するメーリングシステムの運営実態に関する議員の質問に対し、学校教育推進課長は「メールシステム等も含めまして、こちらの方で確認をしたい」と答弁されています。 上記答弁の通り、関係担当課において確認した内容や経緯、その報告内容などが分かる文書資料。 ３　令和６年３月議会、３月15日文教常任委員会において、市内小学校のＰＴＡ会費から拠出されたトイレ清掃委託費用に関する議員の質問に対し、梶西学校教育推進課長がした「当該学校の方が（中略）教育委員会に相談しながら、今回、その外注するというような判断をした」、トイレ清掃の私費負担に関して「話をして校長に確認した」という答弁について、上記、当該学校が教育委員会担当課へ相談し、担当課が学校長へ確認した内容など、一連のやり取りとそれに対する担当課の対応、経緯などが分かる文書書類。	令和６年３月議会、３月15日文教常任委員会において、市内小学校のＰＴＡ会費から拠出されたトイレ清掃委託費用に関する議員の質問に対し、学校教育推進課長がした「当該学校の方が（中略）教育委員会に相談しながら、今回、その外注するというような判断をした」、トイレ清掃の私費負担に関して「話をして校長に確認した」という答弁について、上記、当該学校が教育委員会担当課へ相談し、担当課が学校長へ確認した内容など、一連のやり取りとそれに対する担当課の対応、経緯などが分かる文書書類。	教育総務部 施設課					1																1						○				
			１　令和５年12月議会、文教常任委員会において、学校徴収金とＰＴＡ会費の徴収方法を峻別すべきという趣旨の議員の質問に対して、学校教育推進課長は「分けるということにつきましても、それも含めて必要な是正を行っていきたい」と答弁されています。 上記答弁にある通り、教育委員会の関係担当課における、是正に向けた当該課題の検討内容や議事録、検討経緯が分かる文書資料。 ２　令和６年３月議会、３月15日文教常任委員会において、市内の学校が利用するメーリングシステムの運営実態に関する議員の質問に対し、学校教育推進課長は「メールシステム等も含めまして、こちらの方で確認をしたい」と答弁されています。 上記答弁の通り、関係担当課において確認した内容や経緯、その報告内容などが分かる文書資料。	学校教育部 学校教育推進課					1																1						○				
No. 60	R6. 3. 29	令和５年度に実施された茨木市立小中学校の校長会、教頭会において配布・使用された文書資料（出席者、全体会次第、連絡事項が記載されたものに限定）。協議内容と会議録、関連する資料については、学校教育推進課の学校支援グループに関するものに限定する（令和５年12月を除く）	１　令和５年度　市立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校　年度当初校園長会資料（学校支援グループに関するものに限る。） ２　令和５年度　市立小学校・中学校　年度当初教頭会資料（学校支援グループに関するものに限る。） ３　令和５年度５月小・中学校校長会資料一式（学校支援グループの資料に限る。） ほか７件	学校教育部 学校教育推進課	1																																
			１　令和５年度９月　小・中学校校長会　全体会資料一式 ２　令和５年度９月　小・中学校教頭会　全体会資料一式 ３　令和５年度10月　小・中学校校長会　全体会資料一式 ほか７件	学校教育部 学校教育推進課		1								1							○														
No. 61	R6. 3. 29	令和５年度４月13日公告　茨木市文化振興ビジョン改定業務委託に係る公募型プロポーザルにおける以下の文書 １　決定事業者（地域計画建築研究所大阪事務所）の企画提案書、見積書一式 ２　選定委員会の議事録一式 ３　選定委員会の評価結果点数、項目ごとの明細一覧	１　茨木市文化振興ビジョン改定業務提案書ビジョン改定業務提案書 ２　茨木市文化振興ビジョン改定業務委託第一回プロポーザル選定会議報告メモ	市民文化部 文化振興課	1																															
			１　見積書 ２　茨木市文化振興ビジョン改定業務委託第二回プロポーザル選定会議報告メモ	市民文化部 文化振興課		1								1							○															